

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6号機設計及び工事計画）【65】
2. 日時：令和5年12月21日 13時30分～16時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

義崎上席安全審査官、津金主任安全審査官、伊藤(拓)安全審査官、
宮崎安全審査専門職

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 課長 他14名

原子力設備管理部 設備計画グループ担当 1名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 副長 他3名※

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 泊発電所 電気保修課 主任 他1名※

北陸電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力安全設計チーム 主任 他1名※

電源開発株式会社

原子力事業本部 原子力技術部 設備技術室 課長 他4名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁の吉崎です。それでは、
0:00:06	柏崎 6 号機の設工認のヒアリングを開始したいと思います。本日は前半非常用電源設備の説明で、後半が、
0:00:16	中央制御室の居住性の説明ということで少し一旦
0:00:21	人が変わるんで、そこで一旦停止、録音を行って実施します。
0:00:26	はい、それでは非常用電源のほうの説明からお願いいたします。はい東京電力伊達と申します。本日の説明としましては、大きく 2.5 ぐらいですか、一つが、
0:00:37	非常用電源の記載適正化は箇所を中心に説明するのが 1 個目です。もう 1 個が、パワーポイントで持ってきております審査会合に向けて、
0:00:48	皮膚に関する論点整理についてというものが 1 個、もう 1 個で 2 個でちょっと補足としまして、常用電源の方で記載適正化で訂正しておりますけど少しだけ補足した方がいいかな 2.23 点ほどあるんでそこだけは口頭でという形で、
0:01:04	させていただきたいと思います。では担当の方が説明します。
0:01:12	はい。東京電力ホールディングスの櫛田です。それでは、ご説明に入りたいと思います。
0:01:20	さっき、今ほど、スヒアリングの進め方としてご説明いただいた通りまず
0:01:26	は、 資料番号、KK6、
0:01:30	定期-014 の柏崎刈羽原子力発電所第 6 号機記載適正化箇所括弧。
0:01:36	非常電源設備のこの資料ベースで、
0:01:40	各資料の適正化箇所についてご説明したいと思います。
0:01:45	では、そちらの記載適正化箇所の
0:01:49	ナンバー1、ナンバー2 をご覧ください。
0:01:54	はい。
0:01:55	こちらの適正化内容なんですけど、こちら適正化した対象、対象の図書が、非常用発電装置の説明書等、
0:02:04	比較表で、適正化内容自体、同じですので、
0:02:09	資料番号のKK6、添付-1-056 の括弧比較表、甲斐 1、
0:02:17	こちらの比較、比較表の方でご説明させていただきたいと。
0:02:21	思います。
0:02:25	はい。比較表の 27 ページご覧ください。
0:02:41	はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:42	こちらの黄色ハッチング箇所についてですけど、非常用ディーゼル発電機の
0:02:49	B系の負荷容量のうち蓄電池を充電器でちょっと一部積み上げが不足していた分、
0:02:54	ありましたのでそちらのちょっと負荷容量反映したものになります。で、
0:02:59	同様にこちらの比較表の、29 ページと、
0:03:04	あと 32 ページ。
0:03:09	あと 35 ページ。
0:03:11	38 ページも、要領のほうを記載を修正しておりますので、
0:03:17	そちらについてはちょっと個別ページのご説明は、理由は同じですので、割愛したいと思います。
0:03:25	続いて 42 ページをご覧ください。
0:03:31	はい。
0:03:32	こちらの黄色ハッチング仮称の値はですね、第 1 ガスタービン発電機の最大負荷容量の値になるんですけど、
0:03:41	前回ヒアリング時に、積算する負荷としてちょっと不足してましたっていう容量を、
0:03:47	この次の比較表の次のページの表 3-8 の
0:03:52	第 1 ガスタービン発電機の最大所要負荷リスト、こちらの方、
0:03:56	では、修正したものを、
0:03:58	ご説明させていただいたんですけど。
0:04:01	ちょっとこちらの値もちょっと修正すべきだったんですが、ちょっと修正が漏れていたの、正しい値をちょっと反映させていただきました。
0:04:11	また、
0:04:13	同様の理由で 44 ページの、
0:04:19	関さん、深野アノセキさんイメージのこの黄色ハッチング箇所についてもですね、
0:04:24	投資要領の方修正させていただきました。
0:04:30	はい。
0:04:31	ページ前後して申し訳ありませんが、43 ページをご覧ください。
0:04:38	はい。
0:04:39	こちらの表 3 の 8 第 1 ガスタービン発電機の最大値を負荷リストの方の、
0:04:46	その他不要な負荷のところの下のところ黄色ハッチング、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:51	ありますけど、こちら前回起動時の負荷容量をちょっと記載していたんですけど、
0:04:58	その他不要な負荷で起動容量見込んでいた負荷が積み上げる負荷としてちょっと必要ない。
0:05:04	深田というところでちょっと確認できたので、記載を削除しております。
0:05:10	現状ちょっとこちら黄色ハッチング箇所、何も記載が、
0:05:17	なくなる箇所なので、次回ちょっとご提出する際にはこちらの行の幅をちょっと適正化して縮めて、
0:05:23	そ縮めた形でご提出させていただきたいと思います。
0:05:30	それでは、適正各署の
0:05:34	資料の方に戻っていただいて、
0:05:38	資料番号のKK6。
0:05:41	適一014。
0:05:44	こちらの記載適正化箇所、
0:05:47	ナンバー3の適正化内容、
0:05:49	について、比較表の1ページをご覧ください。
0:05:58	はい。こちらの黄色ハッチング箇所についてこちら67号機で共用設備の記載の差異を示している箇所なんですけど、
0:06:06	基本設計方針のヒアリングの中で共用設備の配置について示すようにと。
0:06:11	いうコメントをいただいておりますのでそちらのは一井について
0:06:17	日、括弧書きで、
0:06:19	反映したものになります。
0:06:22	で、
0:06:23	衛藤。
0:06:25	また一つ下のポツの差異箇所、法改正に伴う記載の追加による差異というところを今回ちょっと適正化箇所ではないんですけど、
0:06:33	こちらの水素爆発による建屋等の損傷防止に係る技術基準規則の改正に伴う際の記載で、
0:06:41	別のヒアリングで法改正っていう表現が正しくないと。
0:06:46	正しくは法令改正だっというところで、コメントをいただいておりますので、
0:06:51	そちら次回提出時に、修正させていただきたいと思います。
0:06:57	はい。
0:06:58	続いてまた、衛藤。
0:07:01	記載、記載適正化箇所、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:03	資料番号KK6 的 01 の方に、
0:07:07	戻っていただきまして、こちらの記載適正化箇所ナンバー4 の、
0:07:13	適正化内容について、
0:07:15	ご説明したいと思います。また、江藤比嘉、KK6 添付-1-056 比較表の 2 ページをご覧ください。
0:07:28	こちらの黄色ハッチング箇所についてなんですが、前回提出時は、
0:07:34	こちら比較表の 7 号機側で、
0:07:37	カセミキしてる遮断器の遮断時間と書いてるところで、に対して 6 号機側が、
0:07:44	アーク放電の遮断時間と、記載が異なることについて備考欄に記載の適正化による差異と、
0:07:51	いう際をですねこの工事計画の申請範囲の際の下の方に、
0:07:57	記載していたんですけど、こちらの際もヒーフ対策について 7 号が、
0:08:02	分割申請を行っているのに対して 6 号機では一括で申請しているという、工事計画の申請範囲の差異とするのが適切かと考えましたので、
0:08:12	削除したものになります。
0:08:17	続いてまた記載適正化箇所の資料の方に戻りまして、
0:08:22	こちらの
0:08:24	記載適正化箇所のナンバー5 の適正化内容に、
0:08:29	なりますが、KK6 添付-1-056 比較表の
0:08:35	30 ページを、
0:08:37	ご覧ください。
0:08:55	こちら適正カーはですね、前回ヒアリング時に、
0:09:00	六、七号機の各負荷で設備仕様の違い以外で、負荷容量に大きな差がある場合は備考に浅い内容の方を追記して欲しいという、いうコメントをいただいたものになりまして、
0:09:12	こちらは図、非常用ディーゼル発電機 6C の、
0:09:17	発電所を安全停止するために必要な負荷のうち、
0:09:21	その他非常用負荷についてはですね
0:09:24	動作時間が短時間である負荷として、整理する考え方にメーカーの違いがあつて、
0:09:30	6 号機のみ負荷容量を見込んでいる負荷があります。
0:09:35	また、67 号機で電源の供給元の系統がコウとなる。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:41	ことで6号機では、C系、7号機ではA系に負荷容量を計上している負荷がありまして、負荷容量に差がある旨備考に記載させていただいております。
0:09:53	以降同様の理由で負荷容量に差があるものについては、説明重複しますので、割愛したいと思います。
0:10:00	続いて41ページをご覧ください。
0:10:17	はい。
0:10:19	こちらの黄色発注箇所については、今ほどご説明していた、させていただいた内容と同じ理由のものがあるんでご説明ちょっと割愛したいというふうに思いますが、
0:10:31	こちらのSA時の日、
0:10:35	非常用ディーゼル発電機、系の負荷容量、
0:10:39	のうち蓄電池を充電器の負荷容量にちょっと差があったんですけど、こちらの理由について6号機はSA時に使用する。
0:10:49	計装設備を不可に持つ充電器は、
0:10:52	7号機でちょっと1台多くてですね。
0:10:55	負荷容量に差が出ているところが、
0:10:58	ありまして、こちらちょっと、今回の反映に漏れてしまったところでしたので、
0:11:04	次回提出時に備考に、記載を、
0:11:06	ちょっと追加させていただきたいと思います。
0:11:10	続いて、43ページご覧ください。
0:11:25	こちらの備考備考側の経路発注箇所ですね。
0:11:31	交流120Vの中央制御室計測手法旋盤についてですね、7号機では、
0:11:38	アノ版の定格容量負荷容量として計上していますが、
0:11:43	6号機では盤に接続されているかのうち、給電が必要な負荷のみの容量のみを計上しているため、負荷容量に
0:11:53	差が出ています。
0:11:56	なお6号機で給電が必要な負荷以外の負荷についてはその他不要な負荷の方に計上しているため、6号機と7号機でその他不要な負荷の、
0:12:08	負荷容量にも差が出ておりまして記載をさせていただいております。
0:12:16	はい。
0:12:17	山田記載の適正化箇所の資料に戻ります。
0:12:26	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:27	継続的-014 の資料のナンバー6 の適正化内容に、
0:12:34	ついてですね。
0:12:36	で、ここから、
0:12:38	対地適正化対象が、補足せえっとKK6 補足 012 回市の補足説明資料に、
0:12:45	なりますので、お手元にご準備いただければと思います。
0:13:01	はい。
0:13:02	ナンバー6 の適正化はですね、負荷容量を見込む負荷として不足のあった、不可分の負荷容量反映しましたという。
0:13:11	内容になるんですけど、こちらの記載適正化。
0:13:15	か。
0:13:16	内容のナンバー1 とナンバー2 の内容と重複した内容ですので、個別ページでの説明をちょっと割愛したいと思います。
0:13:27	続いて、
0:13:29	適正かな。ナンバーの 7 番。
0:13:33	こちらの内、適正化内容について補足、KK6 補足-012 階 1-30 ページご覧ください。
0:13:52	こちら、
0:13:53	こちらは、軽油タンクの火力省令に対する適合性説明しているページになるんですけど、
0:14:00	前回提出時はですね黄色ハッチング箇所に水圧試験の実績がある
0:14:06	記載があったんですけど、適合性の欄に記載の通り、
0:14:11	軽油タンク大気開放タンクでして、
0:14:15	なんであの水水圧試験実績の記載はちょっと適正化、黄色ハッチング箇所の通り適正化いたしました。
0:14:28	はい。
0:14:28	続いて記載適正箇所の資料の方に戻っていただいて、
0:14:34	適正化No.の 8 番に、
0:14:38	なります。
0:14:40	こちらは、KK6 補足-012 回市野。
0:14:46	226 ページになります。
0:15:06	226 ですね。はい。すいません。
0:15:11	はい。
0:15:16	こちらはですね前回のヒアリング呉時にですね皮膚試験の試験体と発電所実機の可燃物に対する同等性の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:24	説明箇所にてすね%アノ試験体が7号機と異なる。
0:15:28	点について妥当性の説明を追記することと、コメントをいただいていた箇所になりまして、
0:15:35	妥当であることの説明として経路発言箇所の2段落目で、
0:15:40	6号機の試験体が、皮膚試験の結果から、
0:15:45	この補足説明資料の後段の5.3項で設定している、アーク火災が発生しないアークエネルギーの閾値18メガジュール以上の
0:15:53	アークエネルギーでアーク火災に至っておらず、6号機とのアオキで試験体が異なることによる影響がないという旨の方を追記させていただきました。
0:16:05	また220、220ページご覧いただきたいんですけど、
0:16:15	はい。
0:16:16	こちらのセクションでそもそも同等性に影響を与える、与える恐れのあるパラメーター、
0:16:24	は、どのようなものがあるかっていうものを整理しておりまして、その結果を表の4-2に、
0:16:32	まとめて、
0:16:33	いるんですけど、この表のうち、今ほどご説明した③の可燃物、
0:16:41	パラメーターのマナベ③ですね。
0:16:45	丸さん自体は次のページに書いてあるんですけど、
0:16:48	はい。
0:16:49	こちら以外で、パワーセンターの試験体が異なることによる影響があるパラメータは、名なくすね、7号機から比較評価が変わらない旨黄色ハッチング箇所で説明を追記しております。
0:17:07	はい。続いて記載適正化箇所にまた戻りまして、
0:17:14	適正化箇所のナンバー
0:17:18	9人の適正化になります。
0:17:21	こちらはKK6補足-012階1-273ページを、
0:17:28	ご覧ください。
0:17:43	はい。こちらの黄色ハッチング箇所についてはすね、前回ヒアリング時に、非常ディーゼル発電機からの給電時におけるヒーフ対策追加した。
0:17:53	タイマーの設定値を、
0:17:55	タイマーの最小設定時間と最大設定時間の中間値としない理由について補足することと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:03	コメントいただいた箇所になりまして、こちらに記載の通り、タイマーの時間線の時間の選定にあたっては、
0:18:11	最初設定時間と最大設定時間の中間値に近く、タイマーの時間設定を行う調整用の津波で、
0:18:18	設定可能な時間を選定しているということで、説明を追記させていただきました。
0:18:27	はい。
0:18:28	それはまた、記載適正化箇所の資料に戻りまして、
0:18:35	適正化箇所のNo.10の適正化内容について、
0:18:42	こちらはKK6補足-012階1-276ページをご覧ください。
0:18:57	はい。
0:18:58	こちらの黄色発注仮称ですけど、こちらも前回のヒアリング時に、
0:19:04	皮膚の火災閾値、
0:19:06	この時間ですね、が、どのように求められているかわかるように説明を充実させることと、
0:19:13	コメントいただいて追記した箇所になりますけど、明アークエネルギーの、
0:19:19	こちらでAの算出式が、こちらに示している通り、アークパワーを短絡電流の継続時間で積分したもので、
0:19:27	このアークエネルギーのEAが、
0:19:30	DGのアークエネルギー閾値16メガジュール以下となる短絡電流の継続時間、
0:19:37	PAの最大値を求めまして皮膚火災閾値を求めている旨、こちらのページでまとめて、追記させていただきました。
0:19:52	続いて記載適正化箇所の
0:19:56	資料に、
0:19:57	戻りまして、
0:20:02	記載適正化箇所のNo.11、
0:20:06	の内容ですね、こちらはですね、今ほどご説明した火災閾値の説明の拡充で、
0:20:13	図を追加したことに伴って、それ以降の図の番号が一つずつ、
0:20:19	ずれましたので、そのため
0:20:23	図番号の方の記載を修正してますので、
0:20:26	個別のページでの説明は割愛します。
0:20:32	はい。続いて記載適正化箇所のNo.12、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:37	こちら、
0:20:38	こちらについてはですね、KK6 補足-012 回市野。
0:20:43	320 ページをご覧ください。
0:21:02	はい。こちらは前回ヒアリング時に柏崎の 6 号機のインターロックが 7 号機と同様であればその旨を追記するようにと。
0:21:09	コメントいただいた箇所になりまして、こちらの皮膚対策、比較表の、
0:21:15	6 号機側に注釈を打ちまして 7 号機と、
0:21:18	同様である旨追記させていただきました。はい。
0:21:24	はい。また記載適正化箇所の資料に戻りまして、
0:21:30	最後No.13、
0:21:34	こちらの記載適正化内容についてですけど、
0:21:38	KK6 補足-012。
0:21:41	甲斐 1、
0:21:43	314 ページ 315 ページをご覧ください。
0:21:52	はい。
0:21:54	こちらも次の河成の適正化ということで、このページの苦勞枠内の表記 ですね、こちらが前回文字が
0:22:04	カセれてましたので、
0:22:07	見やすくなるように適正化をしております。
0:22:11	はい。
0:22:18	以上で記載適正化。
0:22:21	箇所のご説明は終わりたいと思います。
0:22:27	続けて、
0:22:28	はい。
0:22:33	資料番号のKK6-008 回 0。
0:22:39	皮膚に関する論点整理についてという資料の方の、
0:22:42	ご説明させていただきたいと思います。
0:22:47	こちらの資料 3 ページを、
0:22:50	ご覧ください。
0:22:55	こちらのページではDGディーゼル発電機からの給電時以外と、ディー ゼル発電機からの給電時で各アーク放電発生箇所に対して、
0:23:05	どの遮断機もしくはDGの停止によって短絡電流を遮断するか。
0:23:10	図で示させていただいてまして、皮膚対策の概要として保護継電器等 の動作時間を適切に設定して、香典発生箇所の上流で短絡電流を遮 断する旨、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:22	こちらのページでご説明してます。こちらについて保護継電器、
0:23:27	等の個々の動作時間は、6号機7号機で異なるため遮断時間に差はあるんですけど、対策概要としては、7号機から変更ありません。
0:23:39	ごめんなさい。1点補足。
0:23:43	なんですけど、衛藤社図の方で、遮断の時間の方を記載しているんですけど、こちら、本来だったら、マスキングする箇所だったんですけどちょっと、
0:23:53	こちらの方の資料漏れてましたので、後程ちょっとマスキングした資料の方を提出させていただきます。
0:24:01	続いて4ページご覧ください。
0:24:05	はい。
0:24:06	こちらのページではディーゼル発電機を停止するためのインターロックを示してまして、ディーゼル発電機の
0:24:14	提示の受電遮断機で皮膚が発生した場合に、DGを提出するため、
0:24:19	非発電機過電流51のインターロックを追加することを説明しているものになります。
0:24:26	発電機過電流を1のインターロックを追加する点については、7号機から変更はないんですけど、
0:24:32	前回のヒアリングでもご説明をさせていただいているんですけど
0:24:37	発電機過電流オオウチの動作時間だったり短絡電流が減衰時間等の違いから6号機と7号機で、
0:24:44	タイマーの設定時間が異なりますので、
0:24:47	その点についても、あわせて示させていただきます。
0:24:53	続いて5ページご覧ください。
0:24:58	こちらの表では6号機と7号機のメタクラ%MCCと、あとDG給電時のメタクラのそれぞれの遮断時間、
0:25:08	あとアークエネルギーをまとめてお示ししているものになりまして、本資料で各電気盤、各電気盤、メタクラ%MCC。
0:25:18	定時給電所メタクラで、アークエネルギーが大きいものを代表で示させていただいております。
0:25:25	前のスライドでもご説明させていただいている通り6号機と7号機の間違いとして保護継電器の動作時間だったり短絡電流の、
0:25:33	減衰時間等が異なりまして、発生するアークエネルギーの値についても異なりますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:39	いずれの電気盤においても、アークエネルギーが閾値以下であることを確認していることを、
0:25:45	こちらのページの方で示させていただいております。
0:25:48	はい。
0:25:49	以上でこちらの資料のご説明、
0:25:53	終わりたいと思います。
0:25:57	で、最後にですね、
0:26:04	を提出している、資料はないんですけど、冒頭、伊達の方からもご説明した常用電源設備、
0:26:13	の適正化箇所についてですね。
0:26:17	どう。
0:26:20	適正化した箇所の部分ですね、
0:26:25	資料の中で、予備変圧器の基礎構造。
0:26:30	の方がですね。
0:26:31	以前ご提出したものにちょっと誤りがありましたので、
0:26:35	そちらの方、記載の適正化をしたという旨で、岸適正箇所の資料の方にも、衛藤説明乙、記載させていただいてますので、
0:26:46	確認、ちょっと後程ご確認いただければと思います。あとですね、
0:26:51	資料中の直流電源の単線結線図というものがあるんですけど、こちらの中の、
0:26:59	伴坂の名前がですね、別でお出ししているうち、単線結線図の方の名称と、
0:27:07	名前の方が合っていなかったのを統一させて記載を適正化させていただいてます。
0:27:15	はい。
0:27:17	で、そちらの2点、上電源設備については、補足で説明を追加させていただきました。
0:27:27	で、ごめんなさい、あと1点ありまして、
0:27:31	衛藤。
0:27:32	今回、ご提出している非常用電源設備の比較表と、常用電源設備の比較表も、
0:27:39	にも、そ、どちらにもいえるんですけど、
0:27:43	島根島根2号機との比較について、
0:27:47	赤線引がないっていうところで、説明方針が変えるような大きな主要な差異がなかったのを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:55	島根 2 号機との、
0:27:57	カセミアノ際の下線引きの方はしておりませんので、そちらの方、補足させていただきます。
0:28:05	はい。
0:28:06	では説明としては以上になります。
0:28:12	はい。規制庁の吉崎です。説明ありがとうございました。
0:28:16	一番最後の比較表でシマとの大きな差がないからっていうのは、何か共通的になんか一番最初でも書いておいてもらおうと、
0:28:26	今説明だけだと思ったんですが今、説明下階言ってることが書いてあるんでしたっけ。はい。
0:28:35	東京電力社ですか、今ご説明した、島根 2 号機との差が、
0:28:39	納価線引がないことについては、こちらの資料に記載はちょっとしていない部分になりますので、次回提出時に反映します。
0:28:50	はい。よろしくお願いします。
0:28:53	令和、一番最初の資料から確認していきますけども、
0:28:58	比較表の方ですかね。
0:29:02	どう。
0:29:03	ちょっと聞き漏らしたかもしれないんでまた、
0:29:06	もう一度同じような説明をしてもらうのかもしれないんですけど、
0:29:12	と比較表の 20、
0:29:14	7 ページですかね。
0:29:16	これ。
0:29:18	と蓄電池の積み上げ芸不足があったって聞いたんですけどそれは、
0:29:24	何だ。
0:29:29	もう一度説明してもいいですかね、中身を説明しますよね。
0:29:33	はい、東京電力志田です。
0:29:37	今お話されていた通りで、こちらの非常ディーゼル発電機のB系の負荷容量についてなんですけど、蓄電池を充電器、
0:29:47	の中で一部、この積み上げが
0:29:51	ごめんなさい、し、
0:29:54	20、そこ、
0:30:00	失礼しました。比較表の 29 ページご覧ください。
0:30:07	はい。こちらの黄色ハッチング箇所ですね 6 号機側の、
0:30:12	蓄電池を充電器、
0:30:14	と書いているところなんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:18	こちら、今、210 というところに黄色ハッチングしていますが、こちらの蓄電池を充電器で積み上げ不足した分がありましたのでこちらの数字を、
0:30:29	その不足した分、上げております。それに伴って、
0:30:35	負荷の合計値が変わっておりますので、
0:30:40	今、
0:30:44	ご発言いただいた 20 比較表 27 ページ。
0:30:47	こちらの負荷の容量についても、
0:30:50	はい。修正をさせていただいてます。
0:30:54	41 セキアノ、29 ページの負荷リストの中の蓄電池充電器が 212 河津、これ以前は幾つだった。
0:31:14	前野CMだから、
0:31:47	はい、すいません、東京電力の串田です。以前はですね 117kWで、
0:31:55	記載しておりました。
0:31:59	規制庁イセわかりました。117 から 210 に変更して、
0:32:05	追加になった分の合計が増えたんで、27 ページにも増えたということで、
0:32:11	そういうことでよかったですね、東京電力社でのご認識の通りです。
0:32:16	わかりますそれと 20 から 30 ページは、
0:32:20	これは違うんでしたっけ。
0:32:24	あ、東京電力の櫛田です。こちらの黄色は、
0:32:28	30 ページですね 30 ページの黄色ハッチング箇所については別の適正化内容になりまして、
0:32:34	こちらはですね、前回ヒアリング時で六、七号機の各負荷でその設備相の違い以外で、負荷容量に大きな差があるものは、ちょっと備考に、
0:32:45	どういう理由なのかっていうところを、補足して欲しいとコメントいただいて追記している箇所です。
0:32:51	はい。規制庁施設思い出しますんで、結局 6 号機例えばこれ何が。
0:33:00	あったのかなっていう
0:33:02	一番大きな差のある負荷として、
0:33:06	どんなものがあったのか。
0:33:09	はい。東京電力の櫛田です。
0:33:12	日、こちらで、例えば 30 ページの方で、一番上に書いているもの、大きなこちら動作時間が短時間である不可として整理する考え谷。
0:33:24	メーカーの違いがあるっていうか、これを大きくちょっと違ったところで、こちらのFCRAの、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:32	モーター、乙、
0:33:35	深津に持つ分電盤。
0:33:37	なんですね。
0:33:38	こちらが炉、6号機では見込んでまして、一方で7号機では見込んでいないと。
0:33:46	はい。
0:33:47	これはFMCRDのモーターの方の動作時間が、理事
0:33:54	短時間ではあるんですけどその考え方、時間の考え方でそのメーカーに違いがありまして、積んでいる積んでないという差がありました。
0:34:04	規制庁いう出席者のFMCRDが一番影響あるっていうんだと、少し、例えばでいいんですけど、その旨も記載いただけると、どんなものが例えばあるのかなって言ったときにわかるので、
0:34:17	その記載を検討をお願いします。
0:34:24	あと東京電力データちょっと具体的にFMCRDを書くのがちょっと、プラントメーカーさんが日立さんと小柴さんで考え方が違うんでちょっとその書き方がちょっとやりにくいというところがある運動がちょっとあって困ってるというのも実態なんであんまりそこまで、
0:34:41	つまびらかにメーカー設計の話を書くのはちょっと難しいかなと、短時間での考え方の織り込みが違うというところなんで、
0:34:51	ちょっとこの辺で止めさせていただけなかったというのが、今の話は、この表でいうとどこになるんですかね。今のFMCRD分電盤の電力データソウノたの、非常用負荷だと。
0:35:05	ここの7号機が494で、6号機が726で、6号機の方がFMCRDが、
0:35:15	ちょっと具体的な2分ぐらい動作がかかるという想定をしているんで短時間じゃないでしょうというのが、東芝さんの見解で、
0:35:24	そこって、でも連続計画には影響しないんで、ちょっとその考え方ってのはもうメーカーの差もありますので、ちょっとこのくらいの文書でかつ
0:35:34	常用系だなんでこのくらいで勘弁いただければ助かります。
0:35:46	規制庁三宅ですちょっとここには他の資料もそうですけど、備考の方にですね設備構成の最低しか書いてないので、
0:35:55	ちょっとわかりにくいっちゃうことで特に大きなサーの数字の差があるとは何かっていうことで先ほど言われた話。
0:36:04	それを表現的にはいろいろ考えてもらって結構なんですけど、
0:36:09	そこはやっぱりどこがこう違うっていうのは
0:36:13	こう書いて、他のページもそうなんすけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:16	いただくことはできないんでしょうかってことです。東京電力でここで、FMCRDということは書きにくくて、申し上げませんその他俯瞰
0:36:26	について動作時間が短時間で深瀬整理する考え方に民間違いがある。
0:36:33	という旨は書いてある。
0:36:41	東京イクノです。
0:36:44	設備構成の差異ってことなので、別に動作時間が短時間である負荷としてってところは、もう御説明で聞いてもらったので、別に換え書かなくても、
0:36:57	良いかなと思いますけど、どっちかっていうと負荷が大きいの違いがどれですかっていうところだけわかればいいという趣旨だと思いますので、
0:37:05	メーカーの違い。
0:37:08	ていう考え方の違いが出ないように、単純にFMCRDを積んでるか積んでないかだけですっていうふうに備考に追加するようにしたいと思います。
0:37:19	はい。
0:37:25	を、はい。東京電力なんてちょっとここ、ちょっと組み込まなかったんですけど単純にFMCRDを深津積み上げてるか積み上げない旨を記載します。はい。
0:37:36	はい。
0:37:42	はい、すみません。よろしくお願いします。それとですね。
0:37:48	32 ページも、
0:37:55	これは先ほどと同じですか。
0:38:01	これも 210 って書いてるから、その前のやつでしょうか。
0:38:08	衛藤東京電力の櫛田です。衛藤、こちらのアノ 210 と、
0:38:12	黄色ハッチングしている箇所と備考の黄色発言箇所は、適正化の内容が違いまして、別でご説明させていただいたところになり、なります。
0:38:24	210 って言ってるところが、充電器を積み上げ、
0:38:30	足りないものを積み上げましたというところで、
0:38:33	右の備考の黄色発注箇所については、
0:38:39	今ほどちょっと議論をちょっとしたところの負荷の違いについての、
0:38:44	適正がないように、
0:38:46	なります。
0:38:49	いや、こちらはUMじゃない。
0:38:55	3 で 2 ページで備考で言ってる神戸系の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:02	A系に載せてるかとかB系のセルフ化がこれはわかるのか。
0:39:13	はい。
0:39:15	次の 33 ページで言っているのは、
0:39:19	何か同じような書き方だけど、副差があるのかどうかわかんないこれだから、
0:39:24	これもだから、その号機によって襟野瀬てるか。
0:39:28	強い野瀬てるかで下がるっていう、
0:39:32	ことですかね。
0:39:33	東京電力志田ですその通りです。こちらも
0:39:38	上の方は、
0:39:40	上のその動作時間の短時間である不可として整理する考え方、メーカーの違いがあるっていうのは、FMCRDのことです。
0:39:49	はい。
0:39:50	わかりました。
0:39:53	あとですね。
0:39:57	41 ページなんですけども、
0:40:03	これもだから、6 号ではCKナゴでは形で負荷がそれで違うって言ってて、
0:40:11	説明の中で殊充電器が、
0:40:14	入って記載を追加しますって言ったのは、もう一度お願いします。
0:40:20	東京電力の櫛田です。おっしゃる通りですね、
0:40:24	こちらの備考に、ちょっと本来載せるべきだったもので、反映が漏れたものが、
0:40:31	こちらのA系ですね、ちょっと字が細かくて申し訳ないんですけど、
0:40:37	A系の蓄電池を充電器、
0:40:40	ですね。
0:40:41	7 号機側で言うと、7 円の地区で著充電器で 212。
0:40:48	kWと書いてあるところに対して、6 号機側が 244kW、
0:40:56	書いているところですね、こちらが
0:41:00	炉、6 号機側がそのSA時にその使用する計装設備を、負荷に持つ充電器が 7 号機り台数が 1 台、多いんですね。
0:41:10	それによって
0:41:12	充電キーはですね番で低角しよってますので、
0:41:16	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:17	その分ちょっと負荷容量にちょっと大きく差が出てしまっていて、こちらを次回提出時には反映させていただければと思っています。
0:41:28	はい。で重積わかりましたイマダから深川 6 号機ではSAの計器。
0:41:34	計器。
0:41:35	檀モリ。
0:41:37	電源容量としては大きいものではないと思うんですけども、ババが増える。
0:41:43	東京電力社ですおっしゃる通りですね本来必要な計測設備っていうのの負荷自体は容量が小さいんですけど、こちらの積み上げの整理としては充電器盤、
0:41:56	自体は低角でしょってしまってるので、そちらでちょっと差が出てしまっているという、
0:42:01	ところになります。
0:42:05	はい。規制庁吉崎です。わかりました。それと、
0:42:10	43 ページのところでこれも、
0:42:15	主確認なんですけれども要領の、
0:42:19	中身ですね、上に書いてある交流 120Vの中央制御室の、
0:42:25	計測用紙 5000 番の
0:42:29	その負荷の見方で、6 と 7 で少し違ってますよってことですね。
0:42:35	負荷、
0:42:36	負荷容量と定格容量で違うってことでまずかったですか。
0:42:43	東京電力社です。
0:42:45	こちらはですね、
0:42:50	炉アノ 7 号機伊井側ですね、こちらの中央制御室ケイソク処方せん版の運搬低角を、こちらの負荷容量、7 号機と 100kWと書いているところ。
0:43:04	万低角で負荷を積み上げています。
0:43:08	一方ですもんねちょっと 6 号機はですね坂野家の必要な負荷だけに絞ってこちらごめんなさい。負荷容量を積んでおりまして、
0:43:19	こういう差が出ていまして、それに伴いまして坂野家 6 号機で
0:43:27	不要な方のフカワ、この下の表の下のその他不要な負荷の方に、
0:43:33	負荷を積み上げてるっていう関係で、その他不要な負荷についても、6 と 7 で差が出てしまっていると、ちょっと整理の仕方の違いで、このような形になっております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:46	規制庁の井関説明はわかりました。ちょっと何ていうんすかねちょっと不安になったのは、本来はその盤低角でやんなきゃいけないのにその不 力一単体の負荷だけ計上してて、
0:44:03	最終的に負荷が足りなくなるとかっていうことは、
0:44:07	ないんですよって確認したかったんですけども。はい。東京電力社で す。
0:44:13	そちらの点については、先ほどちょっと補足させていただいたんですけ ど、坂伴の定格容量のうち、この必要な部分が、
0:44:23	必要な深津の分が、この 7kW、
0:44:27	それ以外、
0:44:29	坂野低角のうち、この 7 キロワット差し引いた分はこのその他不要な負 荷にまぜてしまってるんですね。
0:44:36	だから最終的に、
0:44:38	フカワあ、結局全部載ってはいる。
0:44:42	ので、特に問題はないと考えてます。
0:44:46	はい。規制庁井関です。そういうこと。
0:44:50	だと思っんですけど。
0:44:52	ちなみにここだけなんですかね他のところも同じようにあるんだったら、 そのなんだ、必要な負荷とその他の負荷で、
0:44:59	ちゃんと何だ、盤低角を見ているのかっていうことの確認ってやってるん ですか。
0:45:09	東京電力の牛田です。江藤、拡幅カーアノ書くと、負荷リストで、
0:45:17	伴低角でしょってるとか、あとは、必要な分だけ載せてその他不要に、
0:45:23	振り分けてるとかそういう確認はしております。
0:45:29	おりません。
0:45:31	しております。はい。
0:45:34	はい。規制庁ユフセキです
0:45:37	わかりました。少し不安になったので
0:45:41	そういう、なんだ 7 号機では単純に番でやってるから、何か疑いはない んですけど、放っとくオオキだとその負荷容量に必要なものを積み上げ て、
0:45:52	それ以外はその他不可って言うてるんでそっちの方にもし、
0:45:56	計上されてナイトウ負荷が混合なんだ、要は見込まれないので、それ については再確認をしていただきたいんですけども。
0:46:07	その膨大にあるんですかね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:15	したんだろう。東京で翌週、
0:46:20	坂については膨大にというわけではないですけど、確認の方はしております。
0:46:30	東京電力では、基本的にはABWRなんで、総容量の方で見ただければ、ディーゼルもそんなに変わってるわけではないんで、そういった意味では疑いはある程度は、理念は話せるかなと思ってますディーゼルもお互いに変わってない。
0:46:46	そうすると当然SAのことも変わってないっていう形になりますので、一応すいませんそういった意味ではこの 43 ページの方に、負荷容量がニワ野瀬でますように記載しておりますんで、それでわかっていただけるかなと思います。
0:47:00	はい。規制庁吉崎です。学会でちょっと念のための 43 ページのところにも、
0:47:07	何だ、
0:47:09	差がないと、もう差がないんで、結局、7と同じ。
0:47:14	不可ですよと。
0:47:17	負荷が載ってますよっていうのを何か最終的に少し、
0:47:20	ササガワないっていうのがわかるようにしていただければと思います。書き方は任せますけど。
0:47:34	えっと、
0:47:35	規制庁ミヤザキです
0:47:39	43 ページですね 43 ページの
0:47:45	中央制御室の主務、
0:47:48	これは主電源盤ですこれ。
0:47:52	もう少しちょっと見えないですけどとにかく 93 ほど、
0:47:59	もう、
0:48:01	下がってその差分は、その他不不要な負荷と、に積み上げているということで、
0:48:07	これって負荷投入タイミングとして、
0:48:10	の積み上げのタイミングとしては、違っていうのはどこで見ればいいんですかね。
0:48:16	次のページでもいいですか。
0:48:20	東京電力のオク社です。深野投入のタイミングとしては、おっしゃる通り、次のページで、
0:48:29	ご確認いただけるようになります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:41	規制庁ミヤザキアノ様はですね
0:48:45	タイミングが多少ずれても付加的に全然問題ないっていうことがあればその順番が変わっても、
0:48:52	問題ないと思うんですけど不要な負荷がね、
0:48:56	東京電力の串田です。
0:48:58	家、ですねこちら結局同じ、伴伴。
0:49:04	なんで、
0:49:05	結局は投入タイミングは一緒。
0:49:08	なんで、ずれて、負荷が積み上がるということではなくてですね、はい一緒に積み上げる形になります。
0:49:18	東京有楽町一発目、ス初段のほうに、この
0:49:23	交流 120Vの消防仙波の方は、積み上がってくる形になります。
0:49:41	あ、規制庁ミヤグストヨダカノウフカワ投入のタイミングが、そんなずれでなければ問題ないかなと思いますけど。
0:49:47	それは大丈夫ですか。
0:49:49	東京電機社でそちらとは問題ないです。
0:49:52	同じタイミングで入ります。
0:49:56	市長の井関今、宮崎が言ったように 43 ページのところの備考に、こういうふうバラバラになってますけど、負荷投入は 1 者導体はタイミング なんで、
0:50:06	その時のラッシュにも耐えられますというのも、
0:50:11	少し補足的に追記をお願いしたいんですけど。
0:50:16	よろしいですか。
0:50:19	東京電力の記者です。
0:50:22	ご承知承知いたしました。備考のほうの記載についてはちょっと拡充させていただきたいと思います。
0:50:29	はい。
0:50:30	規制庁の井関ですよろしくお願いします。
0:50:33	あと比較表は以上ですけど、
0:50:37	あとですね、補足説明の方で何点かまた確認なんですけど、
0:50:44	補足説明の、
0:50:46	先ほど説明いただいた、20、20、220 ページ。
0:50:52	221 ページ。
0:50:54	お願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:58	ちょっとこの表の見方だけですけども、六、七で同等性を有する試験って異なるが、
0:51:06	表の4の
0:51:07	2のうち、3以外については、
0:51:11	試験抵抗となることによる同等性の比較評価にナゴ以下変更。
0:51:17	可燃物が、
0:51:20	対象だと。
0:51:22	これ②の、
0:51:23	高温が伝えてますよ、これ、影響の有無ありってなってるけど、このありと、その
0:51:30	前のページの、
0:51:33	関係ってどういう関係なんですかね。
0:51:36	東京電力の櫛田です。えっとですね。
0:51:40	黄色ハッチング箇所で追記させていただいた内容はですねアノ%の試験体が自体が異なることで、
0:51:54	ハラこの可燃物以外で、
0:51:57	可燃物のパラメータ以外には、
0:52:01	比較評価を、法に変わりはありませんということをご説明しているものでして、
0:52:08	当然皮膚の同等性に影響を与えるを、恐れのあるパラメータっていうものの。
0:52:15	としては、
0:52:17	②番の高温ガスの滞留場所と可燃物がありますと。
0:52:21	香田の方で補足説明資料のほうで説明している、そういうものになります。
0:52:36	を、
0:52:40	皮膚の同等性に影響を与える恐れのパラメーターとしては、
0:52:45	2番と3番が、
0:52:48	ありで、
0:52:49	6名の試験体。
0:52:53	学校となるものが、
0:52:55	③、
0:52:58	ということですね。
0:53:01	東京電力ホールディングスの葉山です。はい、そのご認識で。はい。問題ございません。②につきましては、試験体、7号と6号で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:11	違う、違いますが、②のパラメータについては6と7の試験体で差異はなく、③の可燃物については、6号と7号でそれぞれ同等性有する試験体、
0:53:22	差異がありますので、そちらの同等性の比較については、
0:53:28	先ほどご説明させていただいた、220。
0:53:33	6ページで、可燃物については6号と7号で試験体が違うことによって、その試験体の中で、可燃物のパラメータに差異がございますので、そちら、
0:53:43	影響がないということをご説明させていただいているところになってございます。
0:53:50	規制庁の井関です。わかりました。場所がいいですねこの勝220ページで書いてある、何かこの表の4-2の表の上を書いてあると。
0:54:02	前、
0:54:03	大事なこと言ってるような気がしてたんで、
0:54:07	②と③には影響ありますよって言ってるのがこの4.1.1の説明で、
0:54:16	下限物③、③についての説明がこの黄色ハッチング、
0:54:22	東京電力の串田です。誤認識の層理、③に対して、パーセンターが試験の%試験体が異なることへのロックとなど、
0:54:33	差っていうものを記載させていただいております。
0:54:43	規制庁の吉井です。そう。そういう意味でいうと何か丸さんの、何か金米じゃないけど、
0:54:49	それについて説明し、
0:54:53	した方がいいんじゃないですか少し、
0:54:56	総理だってあれですかね。
0:54:59	ややこしいですかね。
0:55:18	これ。
0:55:23	すいません東京でください。この文書構成なんですけどナゴをやってまず
0:55:28	4.1.1でパラメーターについてというふうに説明をして簡単な表4-2の説明をしております。その結果、6号機では、
0:55:40	もう後ろにある試験体の2と4と6を選びましたっていう流れになっております。
0:55:46	で、そこで困難だよ、4にあっさりつけた方がよかったの4がたまたま、7号機と違ってるとその解説を入れてますっていう形になってるんで、これ4人あたりとかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:01	試験だ4が7号と違ってありますんでそれはこうこうこういう絵で、
0:56:08	4野瀬
0:56:09	アマノアノ基金であと細かくもうちょっと細かいんだよな。
0:56:15	あ、そちらの方が規制庁イセそちらの数字の方がいいのかもしれませんが、少し
0:56:21	全体を確認した上で、適切な場所に記載を、
0:56:26	していただきたいと思います。
0:56:32	東京電力の櫛田です。承知しました。記載の方をちょっと適切、適正化します。
0:56:39	はい。
0:56:40	規制庁吉崎ですよろしく申し上げますそれと、
0:56:45	226ページ、追記いただいたところで、
0:56:49	6と7で同等性を有する試験体がゴトウないってのはこれは具体的には、
0:56:55	んだ、何なんですかね。
0:57:02	衛藤東京電力の櫛田です。こちらで同等性を有する試験ということなりっていう、
0:57:09	説明しているものはですね、
0:57:11	6号機と7号機の試験、
0:57:15	試験、次、試験体で実機で使用されている絶縁物の耐熱温度が間違えますと。
0:57:24	そういう意味で、選定する試験体についても、同等性を有する試験体、選定するものについても、異なりますと、
0:57:35	いうご説明。
0:57:36	をイトウして記載させていただいております。
0:57:41	青規制庁のヨシツグアノ全体は、だから、何を使ってるかっていうのは、どっかに書いてないんですけど。
0:57:49	あ、東京電力の串田です。こちらのページの表4-9、
0:57:56	#NAME?
0:58:04	絶縁物の書類の方は、ご確認いただけます。
0:58:14	規制庁の出席した表の4-9で、6で何に使うって7で何かっていうのがわかるんですかね。
0:58:22	東京電力社です。こちらはですね6号機の補足説明資料になりまして、この表についてはですね6号機、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:31	絶縁物のみちょっと記載している形になりましてですね、7号機の方は、こちらの方に記載はないというものになります。
0:58:42	規制庁の吉崎です。上で書いてあるんで、4、4-9のなんか※でもいいんですけど、
0:58:49	7では何を使っていて、それが単一温度が6どこよりも高いってことなんすね。
0:58:57	あ、東京電力の串田です。その通りでございます。
0:59:03	規制庁イセキタノ少し7号機側の情報も入れていただくと。
0:59:08	わかりやすいんで、
0:59:15	対応をお願いいたします。はい。東京電力の串田です。保障承知いたしました。
0:59:22	で全部Ⅱの材料は、耐熱温度の方に、は7号機も同様に記載してますので、こちらの方に補足で入れさせていただきます。
0:59:34	はい。規制庁井関ですよろしくお願いします。それと、
0:59:39	この確認だけなんすけど、255ページで、
0:59:43	先ほどのパーセンタの④の試験体、
0:59:49	が、アークエネルギー、
0:59:53	この表はマスキング
0:59:56	ではないんですねこの四角はね。
0:59:59	東京電力社です。この表については松木がないです。
1:00:03	規制庁の磯曾田から、④の18.9メガジュールで、これが皮膚が発生してない。
1:00:13	ということですけども、
1:00:14	この0123456。
1:00:18	で、
1:00:20	これは何かっていうのは、
1:00:24	どっかのページに書いてあるんですか。
1:00:38	本当にわかんない。
1:00:41	東京電力の串田です。えっとですねほ。こちらの補足説明資料の216ページをご覧ください。
1:00:50	はい。
1:00:53	はい。この216以降です。ねどの試験、
1:00:59	どの種類の電気盤が、
1:01:02	この試験体に対応してますと。
1:01:05	はい。こちらの方で

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:07	確認、ご確認いただくことができます。
1:01:22	は、規制庁融雪アノ電気盤のところになにか細かくって何か、4-1と同じ。
1:01:28	みたいな。
1:01:29	ことって書けないですかね。
1:01:32	結構そのページが、
1:01:34	前なんで、
1:01:35	どこに書いてるかわからなかったんで、
1:01:38	わかるようにして欲しいっていうだけですけど。
1:01:43	あ、東京電力社です。
1:01:46	補足説明資料 255 ページの、
1:01:49	こちらの電気盤の箇所に※を、
1:01:54	で、216 ページの方に飛んで確認できるようにという意図でよろしいでしょうか。
1:02:01	はい、規制庁ヨシザキさその通りでございます。
1:02:05	はい、東京電力志田です。承知いたしました。
1:02:09	はい。そちらの方、記載のほうを追記させていただきます。
1:02:30	規制庁吉崎ですパワーポイントの方、皮膚に関する論点整理の方で、
1:02:37	恒例も確認だけですけども、
1:02:41	そっから、
1:02:46	4 ページの方で、
1:02:48	対策イメージ図のこのマスキングになってるところ。
1:02:55	これはだから、遮断時間、
1:02:58	を示している。
1:03:05	衛藤東京電力の榎田です。4 て、ごめんなさい 4 ページ対策明示すあ、そうですね、こちらの遮断時間をシンボ。
1:03:15	いや、
1:03:17	右の対策イメージ図の方の、そうですね、対策イメージ図の中の、
1:03:23	先ほどのマスキング呉で十河市の上戸剛一の下に書いてあるところは、
1:03:28	遮断時間を示しているということではよかったんですか。
1:03:33	東京電力福士です。その通りでございます。
1:03:39	規制庁融資先遮断時間ってわかるようにして欲しいってだけですけど、ちょっと前のページで少し思ったんですけど、
1:03:49	3 ページの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:51	ウノDGのところ、
1:03:54	だよ、右側に
1:03:56	時間があって、遮断遮断って書いてあるのは、車遮断でよかったんですか何か、荘司コンタクタ投入。
1:04:06	正式にはそういう意味なんですか。
1:04:08	遮断というのは遮断機を、
1:04:10	遮断するってイメージだったんですけど、何か上はそうだけど下は違うんじゃないかなと思っちゃったんですけど。
1:04:16	東京電力社です。えっとですねこちらで遮断と表現したのですね事故電流のを遮断する時間、
1:04:25	そうですね。そうです。
1:04:27	上のほうの記載にもある通り短絡電流を遮断すると。
1:04:32	そういう意図で遮断と記載してございますが、
1:04:36	短絡電流の遮断ですね、
1:04:39	何か遮断器の開放の遮断だと思って、
1:04:42	カーはとりあえずわかりました。
1:04:47	そういうことですね。
1:04:49	はい。
1:04:52	等は、
1:04:56	4 ページの真ん中のタイマーの説明の下で、
1:05:00	郷一井の動作時間、短絡電流減衰時間、
1:05:06	の違いってあってこれの違いは、の負荷容量ですっけ。何の違いから、
1:05:12	その減衰時間に差が出てくる。
1:05:15	ですかね。
1:05:19	あ、東京電力の櫛田です。段落での減衰時間の違いについてはですね
1:05:26	発電機の
1:05:28	江藤スペックによるものになりますので、
1:05:33	ドキドキ
1:05:36	そうですね発電機の同期インピーダンスのパラメーターによって、短絡電流の減衰時間が、
1:05:44	変わってくるものになります。
1:05:47	一般に同期インピーダンスの脚注が短絡日なんで、その数字ってメーカーによって微妙に変わってきますんで、はい。
1:05:57	%インピーダンスですね。はい。
1:06:01	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:02	はい。
1:06:03	わかりました。規制庁井関わかりました。
1:06:07	数なんか補足なんか書いてるんだっけ。
1:06:10	それはない。
1:06:16	減衰の説明ん、何かあったような気がしたんですけど。
1:07:13	すみません補足の 270 ページを見ていただきまして、これさっき動機インピーダンスはアノの短絡品%インピーダンスで計算する短絡電流も含まれてるんで短絡、
1:07:26	表 6-1 の短絡交流、短絡電流の交流分のカトウ電流、そういう意味では、表の真ん中にある、
1:07:34	短絡コウ電流交流分の過渡電流とか短絡電流交流分の初期カトウ電流これはドキンヴィーナスで決まるっていうのと、あと時間が変わるのは TDTV' っていうんで、
1:07:48	このカトウ時定数コウハマダ全部メーカーによってユニークな値になってしまうというもので、ちょっと相当発電機の
1:07:56	深部に入ってくる話です。
1:08:02	あ、東京電力社です。すみません。一つちょっと補足で 269 ページご覧。
1:08:08	ください。
1:08:09	はい。
1:08:12	床チラーの紙、
1:08:16	何だろうから下から 2 段落ですかね。
1:08:20	こちらにレジのその短絡電流について記載しているところがありまして、
1:08:26	こちらで江藤斗輝
1:08:30	そうですね。
1:08:34	実際のその提示に即したメーカー試験をケース使ってますっていうところで、こちらの方では、
1:08:41	確認できるかと思います。
1:08:45	規制庁出席者ありがとうございますどっかで見たいなと思っっては、わかりました。はい。
1:08:50	わかりました。はい。
1:08:53	と、
1:08:55	あと 5 ページで、
1:08:58	確認だけですけどこれも、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:00	閾値 16 名が 10 に対し定数マスキングでちょっと数字はいないんですけど、
1:09:06	DG停止とDG電気遮断器開放のエネルギーがそれぞれあって、
1:09:15	それを合計すると 16 名は超えるんですけどもそれは、
1:09:19	ソウレイぞれえで比較して、16 名が以下だったら、
1:09:24	識字化っていうことを、
1:09:28	になるとそういうことでしょうか。
1:09:31	東京電力社です。そのご認識の通りでして、
1:09:36	こちらはどちらもDG給電時の話なんですけど、事象が異なってまして、
1:09:43	上の方はDGの期間停止で、事故電流を遮断する場合、
1:09:48	下の方はですねDGの期間停止まではいなくて電子の受電遮断機で開放できるパターン。
1:09:55	そちらのパターンの 2 パターンを書いておりますので、そちらのぱアノ、各パターンで、こちらの閾値を下回っていれば問題ないという
1:10:05	ことになります。
1:10:08	規制庁吉崎です。の説明は、4 ページで言うと、
1:10:14	どのラインなんですかね。
1:10:18	期間停止と遮断器開放。
1:10:24	ホームページでは説明できない。
1:10:29	あ、東京電力社です。4 ページの、
1:10:33	インターロックの中で、
1:10:38	そうですね。すいません。
1:10:40	右下の対策イメージのところ、
1:10:47	青、青食うバツがされている時、
1:10:52	こちらは、DGの受電遮断機以外の遮断機で皮膚が発生した場合、こちらは、
1:11:00	低Gの受電遮断器提示の直上にある遮断機ですね、こちらで開放することで、事故電流を遮断できると。一方で
1:11:11	こちらのAで受電遮断機で皮膚が発生した場合にはDGの期間停止をする必要があると。
1:11:17	こういう 2 パターンについて、
1:11:19	5 ページの方にパターン分けして書いてございます。
1:11:25	規制庁イセすいません。4 ページの
1:11:29	対策イメージ図の郷市野。
1:11:35	で、遮断した場合が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:39	これが 5 ページの
1:11:44	下方で、そうですね。5 ページの下のことをお願いします。示しております、
1:11:50	緑色の方が期間停止、例示の提示の方を示してございます。
1:12:35	規制庁宮崎です。えっとですね先ほど 4 ページの系統ズーのを保護リレーと遮断器の関係性、それから、
1:12:46	5 ページの遮断時間のところですね、これ一をちょっと輪うまくリンクづけできないんですかね。
1:12:54	もっと言うと、
1:12:59	DGの停止、4 ページ、5 ページのところで <input type="text"/> 秒って書いてあるところがこの
1:13:07	対策イメージ図時に、
1:13:09	すいません。
1:13:12	嘘コウノ時間が、
1:13:17	ちょっとわかるように何か、
1:13:19	できないですか、その整合性がとれるように色は、
1:13:24	東京電力の櫛田です。記載の方はですねちょっともう少しわかりやすいように、リンク図形の方をしたいと思います、
1:13:35	今おっしゃっていただいた、
1:13:38	4 ページの対策イメージ図のマスキングの時間についてはですね、5 ページをご覧いただきたいんですけど、
1:13:48	5 ページの遮断時間と、すでに統一は、
1:13:54	されているんですけどここちょっとリンクするようになっていうこと。はい。
1:14:01	はい。
1:14:07	そうですね、はい。
1:14:18	企業、
1:14:22	規制庁ミヤザキ表をもうちょっと小さく、5 ページの表小さくて横に系統図か何かあればわかりやすいかなと思いますけど、
1:14:35	東京で、東京営業部長です
1:14:39	そうですね。なんで 4 ページのその対策イメージ図を、この 5 ページの方に、
1:14:45	追記する形で、あと、色とかもですねちょっとリンク。
1:14:50	中継しておわかるようなところで、
1:14:53	記載できればと思います。はい。
1:15:07	規制庁の宮崎です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:09	それと4ページのところろうですね。
1:15:16	このイメージ図、
1:15:18	があって、
1:15:21	887リレー、比率作動がこう書いてあってこれは発電機のおそらく内部故障で、
1:15:30	の検知、
1:15:32	とそれから、その後1っていうのは、
1:15:35	遮断器から、
1:15:39	下流側というですね、外側の
1:15:42	電流を監視して遮断しに行く、要はそれぞれの取り分、何ですか守備範囲が違うというふうに、
1:15:49	思ってまして、
1:15:51	ちょっとこれ一確認ですけど、今まではアノか電流リレーで、DGを止めに行っていないじゃないですか。
1:15:59	それは何か。
1:16:02	意味があったんですか。
1:16:07	これはもうプラント建設の思想でリーデルって最後までエネルギーを供給しないと、注水っていう、原子炉を冷やすって言ったところの、
1:16:17	又を継続を優先するようはロカリティバイパスタムラバイパスと一緒にこれ多分P電力とは違うっていう形なんで、製造メーカーの設計質問3です。
1:16:30	規制庁ミヤグスマあ、過電流になると発電機が消えてしまうっていうイメージもあるので、その辺ちょっと、
1:16:38	理事本体を止めにいかないっていうのもちょっと、面や外部事項551は外部事項見ますんで、すごく簡単な言い方をしますと、
1:16:50	遮断器の上流側の外部事項。
1:16:53	の時に、板話せばディーゼルは無負荷運転が継続できて、事故が除去できれば再度投入できるというメリットがあります。ただ、
1:17:03	確かにヒーフのような盲点的なところが入った場合には、こういうことが起こりますんで、今回、こういうものを対策するという形にして、
1:17:14	はい、規制庁ミウラわかりましたそういったPBいろんな違いがあると思うので、
1:17:23	特に
1:17:25	拝承いたしました。
1:17:34	これは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:40	※印発電機は5市わあ、残念ながらないんでないです。87トガシ87がもう少し大きいところもあり、
1:17:47	見てますんで、
1:17:50	ないです。
1:18:08	規制庁の吉崎です。こちらからの確認は以上なんですけども、そこから補足とか追加、
1:18:17	の説明、或いは確認する事項あるでしょうか。
1:18:28	東京大学ノモトsアノ、パワーポイントの方なんですけど、特段、直すだけだと思いますんで、これ以降どうしようかっていうのをちょっとご相談したかったんですが、
1:18:40	皮膚はこの資料をちょっと手直しすればもうOKだと思いますんで、ヒアリングはやらなくていいのかなと、次回は
1:18:51	審査会合前の2回のヒアリングのときに、直したものを出しておけば、
1:18:57	問題ないかなと認識してますけど、よろしいですか。はい。規制庁においてその認識で種が修正されれば、
1:19:07	ほぼまあ、論点はもうないというか7号機でもやってるんで、もうないんで、あとは適正化だけなんで、そこをやるだけなんで、その通りでよろしいですか。
1:19:21	はい
1:19:22	カトウ教育の手数料を返しました。そうしますとあと、非常用電源の説明書とか補足自体も直して、
1:19:32	おけば問題ないと思いますんで、
1:19:35	はい。直して、仮フィックス予定で出させていただきますと思います。
1:19:41	はい。規制庁ユリスズキですはいそれでOKです。
1:19:47	はい。その他何かあるでしょうか。大丈夫ですか。はい。当局ノモトです大丈夫です。
1:19:55	はい。それでは非常用電源のヒアリングを終わりたいと思います。ありがとうございました。
1:20:07	はい規制庁の伊東ですがヒアリング再開します。事業者から説明の方お願いいたします。
1:20:13	はい。東京電力の伊達です。本日の進め方としましては、中央制御所の居住性に関する説明書を比較表を中心に説明し、差し上げます。
1:20:23	なお、7号の時に67号機同時被災を想定しておりますので、基本的には変わってないんですけど、気象の年度とか、そういうちょっと細かいところは変わってる方と、先行電力のし、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:37	プラントと少し違っているとありますがプラントインフラのところはほとんどですけど、その辺の旨を中心に説明させていただきます。そのあと補足説明資料の説明としまして、
1:20:48	補足説明資料も基本的には同じなんですけど、6号ユニークな部分は何ヶ所かありますので、そこを中心に説明させていただきます。
1:20:56	いや、じゃ担当の方から説明します。
1:21:01	東京電力の関根です。それでは、6-1-7-3、中央制御室の居住性に関する説明書のご説明を始めさせていただきます。
1:21:11	と、まず江藤資料の方のご確認ですが、まず一つ目が、KK6.1051 回06-1-7-3、中央制御室の居住性に関する説明書
1:21:23	と、二つ目が、KK6.1-051、比較評価医0の先行審査プラントの記載と比較表、地方制御室居住性に関する説明書です。
1:21:34	三つ目が、KK6 補足A-010 回0の工事計画に係る補足説明資料、放射線管理施設でございます。
1:21:42	四つ目が、KK6、補足-010 比較評価委0、先行審査プラントの設補足説明資料の比較、工事計画に係る補足説明資料、放射線管理施設でございます。
1:21:54	4部、お手元にありますでしょうか。
1:21:58	それでは、ご説明をさせ始めさせていただきます。
1:22:02	中央制御室の居住性に関する説明書はほとんど柏崎刈羽7号機と同じ内容となりますが、当社のグランドルールにのっとりまして、7号機及びコマツ6を基盤として記載してございます。
1:22:13	6号機の申請に伴いまして設備の共用の記載であったり、先行電力のコメント反映、また、最新の適用規格基準の適用性等を確認し、
1:22:23	7号から変更が必要なものに関しては変更してございます。
1:22:27	また、先行島根2号機との比較も行っております。
1:22:30	本日のご説明の流れですが、まず最初に、居住性に関する説明書にしまして比較表を用いて説明させていただきます。
1:22:38	続いて補足説明資料の構成について先行との比較表を用いてご説明させていただきます。最後に補足説明資料でナゴ7号から変えたところに関して、ご説明させていただく流れで進めさせていただきます。
1:22:54	それでは
1:22:56	ととですね。
1:23:00	それでは比較表からご説明させていただきます。資料番号がKK6.1051、比較評価い0でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:09	先行審査プラントの記載との比較表、地方制御室居住性に関する説明書です。
1:23:16	まず、シマに、2号機との差異をご説明させていただきます。シバ2号機とは、設備構成が大きく異なりますため、主要な差異の見え七つ、ご説明させていただきます。
1:23:28	それでは、まず初めにですが、3ページの方をご覧ください。
1:23:37	下に凡例で記載してございますが、青字下線が7号機との7号機と6号機の差異でございます。赤字が島根との差異でございます。島根と6号機との差異でございます。
1:23:48	で、島根との差異に関しましては、比嘉差異理由の上に隅括弧島根との差異と記載してございます。
1:23:56	それが一つ目ですが、3ページ、赤字下線となっております。中央制御室待避室伴形のところですが、こちら、柏崎刈羽6号機では、中央制御室待避室の入口に、
1:24:08	可搬型の遮へいを設置することで居住性を確保する設計としてございます。
1:24:12	フィルターベント実施のプルーム通過前に
1:24:15	中操退避室の入口に可搬型の車両組み立てます、手話にはすべて常設となっております。
1:24:23	続きまして4ページ、ご覧ください。
1:24:26	こちらは適用規格基準の差異でございますが、
1:24:32	審査ガイドの改定年月日についてでございます。6号機では、7号機同様、平成25年6月19日としておりましたが、シバ2号機では令和3年6月23日となっております。
1:24:45	これは審査ガイドは令和3年に改正となっておりますが、その変更は軽微なものでありまして、今回の6号機の居住性評価に影響がないことを確認してございます。
1:24:56	具体的には審査ガイドの評価手法の項目に記載があります、放出開始時刻及び放出継続時間の記載箇所の変更と、審査ガイド上の福島第1原子力発電所事故の記載への、
1:25:08	東京電力株式会社の追記となりまして、いずれも審査ガイドの体裁に関わる修正のため、改定後の審査ガイドを適用しても居住性評価に影響を及ぼすものでないことを確認してございます。
1:25:21	続きまして5ページをご覧ください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:25	赤字下線を引かせていただいています。鉬山保安法のところですが、酸素濃度二酸化炭素濃度評価でございますが、柏崎刈羽 6 号機と、シマに、
1:25:38	基本的にその労働安全衛生法の酸素欠乏所首藤 防止規則、また事務所衛生基準規則を適用して同じなのですが、しかしながらシバ 2 号機では、中央制御室待避室の評価に関しましては、島根では鉬山保安法施行規則を適用してございます。
1:25:57	続きまして、
1:26:01	11 ページをご覧ください。
1:26:05	赤字下線を引かせていただいています。非常用ディーゼル発電機の設計基準拡張に関する記載でございます。
1:26:12	こちら柏崎刈羽 6 号機では、DBAとSAで使用する換気設備が異なるため設計基準拡張については記載してございません。
1:26:20	島根では、DBAの空調設備をSAでも使うため、電源についても、設計基準拡張の記載をしてございますが、
1:26:29	カセから 6 号機に関しましては、SA単独の可搬型空調機による陽圧化しておりますため、当該の記載はしてございません。
1:26:38	続きまして 21 ページをご覧ください。
1:26:46	赤字下線を引かせていただいているところでございますが、
1:26:51	6 号機の直接 γ 線スカイシャインガンマ線の評価では、格納容器逃がし圧力装置、
1:26:59	内の内からの被曝線量に関しても考慮してございます。これは柏瀬から 6 号機では格納容器逃がし装置が地上に位置しているため、ベント実施後の措置内に残存する放射性物からの影響を考えているためです。
1:27:12	一方シマに関しましては、
1:27:15	地下に格納されておりますため十分な遮へい厚がありますので、当該の評価は行ってございません。
1:27:25	と、最後に 80 ページをご覧ください。
1:27:32	79 ページ 80 ページに跨るところでございますが、ばマスクの被ばく評価におけるマスクの着用に関してです。
1:27:41	進行承認 2 号機ではマスクの防護係数を 50 としてございますが、柏崎刈羽 6 号機に関しましては、
1:27:49	事故後 1 日目のみ電動ファンつき全面マスクの棒ケースそのものを着用するものとする運用としてございます。イシムラの場合に関しましては、7 日間ずっと防護係数は 50 としてございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:04	以上が島根との差異でございます。
1:28:09	以上が島根との差異でございますが、プラント固有の設備構成の違いによる差異が主となりますので、6号の記載に影響を及ぼすものはない、ないと考えてございます。
1:28:19	それでは続いて、7号機からの変更点についてご説明させていただきます。
1:28:26	7号機からの変更点に関しまして主に八つありまして、
1:28:32	まず一つ目ですが、
1:28:34	設備名称の後ろにつく共用記載の違いに関して、違いがありますのでご説明いたします。
1:28:40	1ページに戻ります。1ページの方をご覧ください。
1:28:46	概要の中央制御室のところの差異でございますが、設工認申請号機の違いによる差異です。
1:28:53	中央制御室は7号機の登録設備でありますので、今回の6オク申請では、グランドルールにのっとり、67号機共用の前に7号機設備と記載してございます。
1:29:03	また、比較表の備考欄に設置場所も、67号機共用のコントロール建屋というように記載してございます。
1:29:09	その他設備に関しましても同様に左右を記載しておりましてほとんどが7号機の時に申請済みのものとなっております。
1:29:17	三つ例外として6号機の登録設備がありますのでご説明いたします。
1:29:22	2ページの方をご覧ください。
1:29:25	下側に記載しております6号機側のダンパですね、MCR外気取入ダンパ、MCR非常用外気取入ダンパ、MCRの排気ダンパと6号機側のダンパでございますが、
1:29:35	これは6号機の登録設備となりますので、7号機申請の中央のところの記載では、67号機共用の前に6号機設備等を記載しておりました。
1:29:46	今回は6号機の申請となりますので単に67号機共用というように記載してございます。
1:29:53	その他は7号機の登録設備となっております。
1:29:56	続きまして二つ目ですが、対象号機の修正についてです。12ページをご覧ください。
1:30:09	青字下線を引かせていただいています。7号機6号機のところでございますが、今回は6号機の申請となりますので、1例ですが、例えばフィルターの性能に関する記載ポツ、温度及び湿度条件における

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:23	原子炉建屋のところですね、今回、7号機の申請の記載である7号機原子炉建屋から6号機原子炉建屋と対象号機の方を修正してございます。
1:30:33	当初全体を通してこのように変えるべきところ、7号機を6に変えるべきところに関してはすべて変更してございます。
1:30:40	続きまして三つ目です。統計値の最新化についてです。31ページをご覧ください。
1:30:53	黄色ハッチングのところになります。
1:30:57	被ばく評価で使用する気象データの統計年についてです。最新の気象データを柏崎刈羽7号機時点2008年4月から2018年3月、
1:31:06	としていたものを2013年4月から2023年3月と、最新のものへ変更してございます。
1:31:13	こちら9月4日に提出させていただいたものは、7号機同様に2008年4月からとしておりましたが、今回、修正させていただきました。
1:31:21	なお、最新気象データを統計年とした気象検定の詳細については、補足説明資料の6ポツ、居住性評価に用いた気象試料の代表性についての項目に記載してございます。
1:31:32	後程ご説明させていただきます。
1:31:35	続いて四つ目です。67ページをご覧ください。
1:31:44	はい。こちらは女川2号機におけるコメント反映でございます。真ん中の表のところでございますが、柏瀬から7号機では、中央制御室遮へいの減衰、
1:31:55	効果の条件の表ですが、こちら、タイトルと表番号がありませんでした。
1:32:00	カセ女川2号機へのヒアリングコメントとしまして、タイトルと表番号を付けるようご指摘がありましたので、柏瀬から6号機では、タイトルと表番号をつけてございます。
1:32:11	また、図書の構成としまして図表は図書の後段にまとめておりますので、文中の図表は、図書の構台に配置するよう、
1:32:19	と当初全体で掲載を修正を行っております。
1:32:22	具体的には67ページの表であれば、128ページの方に配置異動してございます。
1:32:28	128ページをご覧ください。
1:32:35	表4-19でございます。このように表番号とタイトルをつけて図書の後段の方にまとめて、体裁の修正を行ってございます。
1:32:47	続きまして誤記の訂正になります。79ページをご覧ください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:59	79 ページの一番下の青字下線のところですが、7 号機で記載のマスクの除染係数、これは、正しくは合計数となりますので、柏崎刈羽 6 号機の方では記載を適正化させていただきました。
1:33:13	続きまして、技術基準規則の改正に関してです。86 ページをご覧ください。
1:33:23	黄色ハッチングしてございますが、技術基準規則第 38 条第 5 項の
1:33:29	解釈は技術基準規則の改正に合わせて今回修正させていただいてます。7 号機では 13 解釈 13 としていたものを、改正に伴いまして解釈の 15 と修正してございます。
1:33:42	なお項目番号の変更に関しましては、38 条に有毒ガス防護の項目が追加になったことによる項目が増えたため、15 行と、いやあ解釈の 15 となっております。
1:33:54	続きまして七つ目ですが、同じく 86 ページです。酸素濃度及び二酸化炭素濃度評価における許容基準ですが、カセ鹿庭 7 号機では、労働安全衛生法東端に記載してございましたが、
1:34:09	6 号機では、労働安全衛生法のうち、酸素濃度に対しては酸素欠乏所等防止規則、二酸化炭素濃度に対しては事務所衛生基準規則と、適用規格、規則を明確化しました。
1:34:21	最後に八つ目ですが、185 ページをご覧ください。
1:34:36	図 4-2 の中央制御室換気換気系系統図でございますが、今回 6 号機の申請でありますため 6 号機側の系統図に変更してございます。
1:34:46	7 号機からの変更点は以上となりますが、体裁に関わる修正が主となり、大きな変更点はございません。
1:34:54	助成に関する説明書に関するご説明は以上となります。
1:35:08	はい。すいません続けさせていただきます。続いて補足説明資料の構成についてご説明させていただきます。
1:35:15	資料番号が、
1:35:18	KK6 補足A-010 比較表の下位 0 でございます。
1:35:23	先行審査プラントとの補足説明資料の比較です。
1:35:26	こちら補足説明資料の項目を抽出して先行島根 7 号機と比較したものとなっております。
1:35:34	1 ページをご覧ください。
1:35:36	7 号機と同じものを、6 号機では 7 号機と同じものを網羅的に作成してございますので、先行島根との差異について、その構成の差をご説明いたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:47	ナンバー5ですが、こちら、柏崎刈羽 6 号機では、DBA時の社員駅は、施工誤差を考慮していないため、
1:35:57	なお城戸当該の補足を作成してございます。
1:36:00	シバ 2 号機では施工誤差の方を考慮してございますので当該の補足説明資料はないものとなっております。
1:36:06	以下、2 ページまで差異はございません。
1:36:10	3 ページをご覧ください。
1:36:15	こちら差異のあるところとしましては、A、ナンバーの 28 がございます。柏崎刈羽 6 号機では、格納容器圧力逃がし装置に残存する放射性物質の影響も考慮してございますので、
1:36:27	フィルタベント射撃の熱除去についても記載しています。当該の補足は、その入射水道についてまとめたものでございます。
1:36:35	そのため、島根は近くの式で十分な遮へい厚がある評価を行っていないので当該の補足説明書に関してはございません。
1:36:44	続いてNo.の 31 でございますが、中央制御室待避室の遮へい設計の見直しについてですが、6 号機では、中央制御室待避室遮へいの設計をせず、設置変更許可、
1:36:56	段階から見直してございます。尾藤が補足をつけてございます。島根ではございません。
1:37:04	と、続いて何、島根の方のナンバー30 でございます。入退域時の評価点の選定方法についてでございますが、こちら 6 号機では入退域時の評価点について従前に関する説明書の中で説明してございますため、
1:37:18	当該の補足説明資料に関しては作成してございません。
1:37:21	なお、島根の方のNo.11 ですね、被ばく評価に用いる大気拡散評価についてですが、こちら、島根さんの方で作成されておりましたので
1:37:33	カシワギの 6 号機の方でもこちらの資料同様に作成してございます。
1:37:37	こちらが新規に追加したものとなっております。
1:37:41	補足説明資料の構成に関しては以上となります。
1:37:49	続きまして、補足説明資料で 7 号機から変更した点について、ご説明させていただきます。
1:37:58	資料番号が、
1:38:01	そうですね。
1:38:07	わかりました。すいません。変更点に関しましては、
1:38:12	先行審査プラントとの、すいません補足説明資料の比較表の方でお示ししますと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:19	ナンバー6の居住性評価に用いた基礎資料の代表性について、こちら
1:38:25	統計値を最新の気象データに変えてございますので、その評価について記載してございます。
1:38:30	で、もう一つ、もう二つございまして、ナンバー27の、遮へいモデル上でのプロアートパネルの扱いと影響評価です。
1:38:40	それとあと20ナンバー29の重大事故等時の一次遮へい器の除去の熱除去の評価についてです。こちらの5から6号機の評価と変えてございます。
1:38:51	それでは、補足説明資料の7号機からの変更点についてご説明させていただきます。
1:38:58	なお、
1:39:01	7ページ8ページの目次なのですが、こちらへと目標をずれてございますので、布袋修正の方させていただきます。今回のご説明は通し番号の方で
1:39:14	5000、ご説明させていただきます。それではまず、6号機の居住性表、ナンバー6の居住性評価に用いた気象資料の代表性について、ご説明の方をします。
1:39:24	板東さんお願いします。
1:39:29	はい。東京電力バンドウですか。すいませんこのまま説明して大丈夫でしょうか。
1:39:37	はい。ありがとうございますそれでは説明させていただきます。資料は、下6補足-010回0の、
1:39:48	工事計画に関わる補足説明資料保全管理施設の、
1:39:51	通し番号右下に通しのページ番号あると思いますが71。
1:39:57	になります。
1:40:00	6ポツ、居住性評価に用いた気象試料の代表性についてです。71。
1:40:08	になります。
1:40:12	はい。
1:40:13	先ほど、
1:40:15	これは費、
1:40:18	説明書の方の比較表をですね、説明書の方の比較表をご説明したときに、少年を7号機から最新化しましたということを説明させていただきました。
1:40:29	71ページでいきますと気象資料ノダ、気象データについては、その1年間の気象データがその後の長期間。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:39	ずっと長く続く所、運転期間の気象状態を代表できるかどうかということ、
1:40:45	10年間の気象データのばらつきの範囲におさまっていますかという確認をするんですけども、
1:40:51	その確認を、
1:40:53	衛藤満4へと6ポツ1(2)のデータ統計機関の
1:40:58	統計年01というのが、設置変更許可の申請を車載の読書データ。
1:41:04	②というのが、7号機ですね。
1:41:07	7沖野衛藤施設工認の方でお示していたデータ。
1:41:12	になるんですが、都丸さんということでさらに新しいデータ。
1:41:16	アマノ今、2023年ですので、2013年4月から2023年3月までの最新気象データを、
1:41:23	ふやしましたと。
1:41:25	いうものになっております。なので変わったのは、当県で丸さんが増えたというだけだというふうにご認識ください。
1:41:34	この検定ですけども、
1:41:37	先ほど申した通り将来にわたって代表的な気象データをちゃんとできていますかってことである程度の一定のばらつきの範囲に収まっていますかっていうのを見るんですが、
1:41:46	変な影響でばらつきが出ないようにということで、
1:41:49	奇形だったり、建物だっりの影響を受けにくい排気塔交付スタックの上の方の高さの風を用いて検定をしておりますこれ特に7号機から変えておりません。
1:42:01	あと参考としてひょうご20メートル巻上ふうと呼んでいるものですけども、こちらの検定も行っております。検定結果が6ポツ2の表6-1。
1:42:11	にまとめております。具体的な
1:42:14	絵と、
1:42:15	マルバツへとバツというのは先ほど申した十年間のばらつきの範囲の外に出てしまっているものがバツ。
1:42:22	あと10年間のばらつきの中にちゃんと収まっていますよというのが0。
1:42:26	になりまして、
1:42:27	バツが三つ以下、27項目見てるんですがうちの三つ以下であれば問題ないっていうのはこれと、
1:42:36	従前からずっとご説明しているやり方なんですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:40	それで確認をしますと、経年 010203 と表 6 の駅へといずれも標高 85 メートルの
1:42:48	トイ両年かどうかという判定をする。
1:42:51	データにつきましては参考 3 個 1 個統計値 03 で言えば、1 個。
1:42:56	ということで特に問題ないデータであるということを確認してごさいます。
1:43:01	あと、右側に参考の標高 20 メートルも載せておりますけれども、こちらのあくまで参考ということで気象データの代表性は、
1:43:09	標高 85 メートルのデータを用いて検定をしてごさいます。
1:43:13	ええと 73 ページからはですね、具体的な規格検定表を載せております。
1:43:19	特に 7、衛藤。
1:43:21	藤経年③というものが、7 号機から変わったものですのでそれ以外は、表としては何も変わらないんですけれども、
1:43:29	どう風向風速の階級別に判定をしておりますして過去 10 年間のデータと、
1:43:36	その平均後実際に今回検定の対象となる。
1:43:41	エンドウのものと、企画限界ってことで十年間のばらつきの範囲がここに収まっていけばいいですよっていうのが上限下限。
1:43:48	この中に検定値が入っていれば丸入ってなければバツと。
1:43:52	ということで判定をしてごさいます。
1:43:55	結果、0、
1:43:56	ガーッとほとんどということで、特に問題ないと。
1:43:59	いう判定をしておりますして統計値 1 に加えて東計電算を加えても、特に問題ないという結論には変わりありませんと。
1:44:06	いうことをこの資料で示してごさいます。はい。6 ポツの説明は以上になります。
1:44:17	続きましてナンバー27、ナンバー29 とご説明させていただきます。杉さんお願いします。
1:44:28	東京電力ホールディングの鈴木でごさいます。
1:44:31	通し番号 211 から 206、216 ページの、27 ポツ、遮へいモデル上でのブローアウトパネルの扱いと、
1:44:41	影響評価について、7 号機と差分のある箇所について説明をさせていただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:47	こちら 211 ページお願いします。こちらの評価結果につきまして 6 号機 の評価結果に更新をかけております。
1:44:55	7 号機と評価手法ニイツ関しましては差分はないのですが、プラント固 有の評価条件の違いによって、
1:45:02	数値に差が出ておりました、通し番号 212 ページの表 27-1。
1:45:08	こちらの評価、こちらに評価値が載っておりましてこちらに差分が出てお ります。
1:45:13	ただし、通し番号 211 ページの 27.3 ポツで記載している結論につい ては、
1:45:20	差はないと考えておりました、線源を直視しないことにより、その影響が 小さいというところで、
1:45:26	考えております。
1:45:28	27 ポツの説明以上になります。続いて 29 ポツの、
1:45:32	説明させていただきます。通し番号、211 から、
1:45:38	230 ページになります。
1:45:42	29 ポツの、
1:45:44	重大事故時等の一次遮へい器の熱評価について、
1:45:49	こちらも 7 号機と差分のある箇所について説明させていただきます。
1:46:03	あ、失礼いたしました 221 ページになります。
1:46:06	通し番号 221 ページから 230 ページの、
1:46:10	29 ポツ、重大事故時事故当時の一次遮へい器の熱評価についての説明 をさせていただきます。
1:46:18	通し番号 221 から 222 のところの、29.2 ポツ、温度上昇の計算方法。
1:46:26	こちらの計算方法につきまして、7 号機と差分がございますので説明さ せていただきます。
1:46:31	7 号機につきましては、MAAPの計算結果の格納容器壁面温度を、
1:46:37	格納容器内雰囲気温度と設定をして評価を、
1:46:41	温度本と評価を実施しております。
1:46:45	6 号機の方では、ナガエコウの評価方法に合わせて、MAAPの計算結 果の
1:46:50	格納容器雰囲気容器壁面温度を一次遮へい器内表面温度と設定をし て評価を実施しておりその点で、
1:46:59	評価手法の差が出ております。
1:47:01	結果としましては、
1:47:04	通し番号 222 ページの、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:07	29.3 ポツのまとめの記載の通りでございます。
1:47:10	D/Wウエットウェルともに、166 度以下ということで、コンクリートのオオノ、温度制限値の 177 度以下であることを、6 号機でも確認しております。はい、以上で説明を終わります。
1:47:28	以上が、以上、東京電力関根です。以上が、居住性中層中央制御室居住性に関する説明書のご説明でございます。
1:47:39	はい。規制庁の伊藤です。では質疑の方に入っていきたいと思います。
1:47:46	ちょっと私から簡単な確認だけなんですけど、
1:47:54	規格表補足説明資料の比較表の
1:47:59	3 ページ目。
1:48:02	と書かれている最後のところですねシマにあった 30 ポツの入退域時の評価点。
1:48:09	の関係の話、小令和、K6 では、
1:48:14	説明書の方で書かれてるってということなんですけども、該当する箇所ってどこになるんですかね。東京電力の関根です。えっとですね、工認て、すいません。
1:48:27	添付資料の方ですね。
1:48:29	ここで、
1:48:31	資料番号KK6. のI-A051 回 0 の居住性に関する説明書の方をご覧ください。こちらの 191 ページでございます。
1:48:52	はい。江藤。こちらの 191 ページの図の 4-39 でございます。こちらで、アクセスルートよりも、格納容器フィルタベントのフィルターに近い位置を評価点としている旨記載、図でご説明してございます。
1:49:11	はい規制庁のイトウですわかりました等ございますこれってあれですかねシマでも、こういった図を添付するだけで、
1:49:20	何か説明が終わってる感じになってるんですかねこの補足説明資料、説明のなんか、粒度というかその辺のレベルがおんなじなのかなっていう、そういった疑問なんですけど。
1:49:31	そうですね。東京電力関根です。衛藤そうですねご認識の通りでございます。白根さんの補足説明資料の方でも、と同じようにこの図を、
1:49:41	載せてございまして、アクセスルート、
1:49:46	から、
1:49:47	線源に近いところ評価点とする旨を記載してございます。
1:49:52	はい規制庁のイトウですわかりました。あとですね、
1:49:56	これは念のための確認なんですけど一井、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:02	補足説明資料の比較表の
1:50:04	1 ページ目の、
1:50:06	これも島根との 3 になってますけど 5 ポツの中央制御室の居住性の、この施工誤差の影響っていうのはこれ 7 号計 7 でつけていたものと中身はこれ全く一緒っていう理解でいいんですかね。
1:50:20	東京電力の関根です。ご認識の通り、7 号機と同じものをつけてございます。
1:50:25	はい規制庁ニッタですわかりました。あとですね、
1:50:30	ちょっとかなり細かいお話なんですけど、
1:50:36	補足説明資料の、
1:50:40	200、
1:50:42	17 ページなんですけど、
1:50:48	これは記載、
1:50:50	というか
1:50:52	記載の規則的なことになるのかもわからないですけど、この 28 ポツのところ、この注記で、
1:50:59	補足を読み込んでるんですけど、これ K7 の補足を読み込んでいて、
1:51:07	何ですかねこういった経営なあなあの
1:51:11	補足を読み込むことって、よくあることなんですかね、ちょっと何か違和感があったんですけども、
1:51:24	東京電力の関根です。そうですね。江藤。
1:51:28	内容としては何か大きなものと同じではあるんですけども、
1:51:32	そうですねちょっとルール上、
1:51:34	ルール確認させていただきます。
1:51:37	はい。規制庁の伊藤です。確認よろしくお願ひします。何か経路食うでも同じ資料がくっついてんだったらなんかそっち読み込んで、
1:51:47	コウが何か整合とれるんじゃないかなとは思ったんで、
1:51:52	そのルールについては確認して、必要があれば適正化をお願いします。
1:51:57	功刀ニイツ、承知いたしました。
1:52:01	規制庁の伊藤です。あと、
1:52:10	あとすいません火、
1:52:13	これは説明書の比較表なんですけど、
1:52:19	これも記載のルールの確認になっちゃうんですけど、この 4 ページ目で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:25	審査ガイドの
1:52:27	この日付ですかね。
1:52:29	のところが負けなあの方で、合わせてるっていうことなんですけどこれってあれですかね
1:52:36	この新サーの関係書類全体通して、こういった形で統一を図られてるっていう理解でいいんですかねこの考え方では、
1:52:51	基本的には最新の基準を適合するんですけどこれ 67 号機同時被災で図 7 号抜き出したとちょっとすごく特殊なんで、全体的にルールに適合するかどうかでケースバイケースのパターンになってしまうと。
1:53:06	被ばく評価で新たにやり直す場合にはこの新しいルールを、
1:53:10	新しい基準を入れるのはわかるんですけど、67 号機で被ばく評価を追加したというわけではないんで、ちょっとこの場合はこっちの方がいいだろうと念のため、新しいのに対しても影響ありませんっていう説明の方がいいかなということで個別ルールとしてやらせていただきました。
1:53:24	はい。規制庁の伊藤ですわかりました。基本的には最新のを使っていてここはちょっと特殊なことを
1:53:34	ここは特別にこういった対応でやったということで理解しました。
1:53:40	私からは以上です。
1:53:46	規制庁津金です今の件なんですけれども、やっぱり本来は、最新のものに対して、
1:53:52	どうかと比較するのが、
1:53:55	適切かなと思うんですけども、何となくその、
1:53:58	補足説明資料で、そのガイドとの比較みたいなことやっていて、その資料をそのまま持ってきてるんで、
1:54:05	ちょっと、
1:54:07	そのまま使えるん使ったのかなと思ったんですけど。
1:54:11	例えば、技術基準みたいなもので、建設時はこの基準を使っていたので、当然アップデートした技術基準とか民間規格みたいなものは使えないっていうのは、
1:54:23	新しいものじゃなくて当時のものを使う。
1:54:25	技術を使うっていう例はわかるんですけども、
1:54:29	こちらの方特に、
1:54:31	規制側で作ったものが更新されているのに対してそれに対して、確認はしたと言われているものの、タダされてる資料が古いガイドとの比較となっているのは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:41	ちょっといかがなものかなと思われるんですけどもその点はいかがでしょう。
1:54:46	東京電力アノダテですこれは変えることが全く問題ないというのはあり、ちょっと特殊なケースだったんで、正直迷ってしまったのも実態なんで変える。
1:54:57	記載をアプリオする、する方向で持っていく方が内田ということがすいません、ちょっと悩んでおりましたんで、アプリといたします。
1:55:13	あとお共役ノモトですアノツガネちょっと確認ですけど先ほどのコメントの趣旨は補足のあれですかね。
1:55:24	7 ポツですか、ガイドの適合状況の方は、
1:55:29	最新のガイドと比較。
1:55:31	した方がいい、いいんではないかというご趣旨でよろしかったですか。
1:55:35	規制庁津川ですまさにその通りで、そもそもその添付書類の方で、この概要等って話は当然ながら、
1:55:44	補足説明資料の方でその点も全くガイドと照らして問題ないんだということを説明されているので、むしろこちらをきちっとされるのであれば必然的に、
1:55:53	添付書類の方も直るとのことだと思います。
1:55:58	収支量、当局の方です趣旨了解しました補足の7ポツと、
1:56:04	比較表はす。
1:56:07	被ばく評価自体は六、七で一緒にやっちゃってるので古い規格でやってるのはしょうがないんですけど、最新のガイドを見ても大丈夫だっていうのがわかるようにするというので、比較、
1:56:19	補足を両方直すと。
1:56:21	いう趣旨で承りました。で、よろしいですか。
1:56:27	はい。東京電力のです。はい。比較の表は備考の拡充かなという形になりますんで。はい。そちらを確認いたします。
1:56:38	規制庁塚田ですよろしくお願いします。あと補足の2729で、ナゴと多少違ってるところがあるというお話あったんですけども、
1:56:48	可能であれば、何から6号コガ変わってるっていうのを補足のほうでちょっと注記なり何なりで入れてもらいたいと思うんですけどもいかがでしょう。
1:57:00	東京電力の責任です。承知いたしました。
1:57:04	きちり戸塚ですよろしくお願いします。
1:57:08	ちょっとこれ技術的な話になるのかもしれないですけども、12 ページ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:12	これ先行との比較なんですけれども、
1:57:15	12 ページ高性能フィルターに、
1:57:18	関する説明のところ、Dの吸着容量、
1:57:22	が、
1:57:23	ちょっと先行と違う、当然設備が違うんで違うと思われるものなんかちょっと、
1:57:30	あまり違ってるだつていうふうに思ったんですけどもこの点は、なぜこれほど違っているのか。
1:57:35	説明していただけますか。
1:57:54	あ、すいません、規制庁ツガネですbポツ吸着容量が
1:57:59	これは明らかに設備の違いでこれだけの差が出てるんだということであればそういう理解もするんですけどちょっと、
1:58:05	かなり違ってるように見えるので、
1:58:09	何か理由があるのかなと思ひまして、ちょっとこの分野になってくるともう設備に依存するところがありまして、これ昨日の方で、もうちょっと詳細に 100、
1:58:20	内野 1400 大丈夫って書いてある。
1:58:26	アベってに書いてあるんで、
1:58:27	別添か。
1:58:29	そういった意味ではすいません別添 2 の方に、
1:58:33	うちとしてはこう考えますとは書いてるんですけど、
1:58:38	ちょっと
1:58:40	設備が違ってるというところで、
1:58:43	ツカベってのは、
1:58:56	すいません東京電力吉田です島根さんの設備を完全にわかってるわけではないんですが、
1:59:02	島根さんは、DB設備である、中ソウノ、非常用フィルターを使われているっていうことになっていて、DB設備はかなり大きいフィルターになっています。
1:59:16	なんていうんですかね。
1:59:18	ものすごい越冬だ。
1:59:21	長さ 10 メーターぐらいあるようなものすごいでかいフィルター装置になってます。対して、
1:59:27	弊社の場合はもう可搬型ということなのでコンパクトになっていますので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:33	フィルター全体の量として、デービー設備を使う以上はかなりの量を使われるのではないかなってところが、
1:59:40	想定されます。ちょっと今手元にデービーの中ソウノ、弊社の非常用フィルターの、
1:59:49	あれがないので、はっきりは言えないんですがおそらくそういうことだと思われま。以上です。
1:59:56	規制庁津川です今の説明よくわかりました。で、特にそのDBなのかSEなのかってところの差が出てるとい話もあったので、可能であれば、ちょっと備考のところに、
2:00:06	その設備の差異ってというのが、単純にその容量の相違っていうだけではなくて、
2:00:13	もちろんそのシマの方が、本当に今説明あった通りのDBなのかってところはあると思うんですけどもその辺、ちょっと柏崎と島根は違うんで、見た目こんなに違ってるんだけど、あくまで、
2:00:24	柏崎の方は、SA設備としてこれを、
2:00:27	説明してるのであって、それ、DBで用いるものを使うんじゃなくてSAのものを使ってるんだということで理解できましたのでちょっと再書ければ書いていただきたいと思います。
2:00:38	東京電力の関根です。承知いたしました。
2:00:42	規制庁津川です。私からは以上です。
2:00:51	はい。では、
2:00:53	質疑については以上ということで、
2:01:07	はいでは質疑は以上ということでヒアリングもこれで終わりたいと思います。お疲れ様でした。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。